

非常時（地震、暴風、火災、疫病等）における本学会行事の対処方針

令和 2 年 4 月 17 日理事会制定

令和 2 年 4 月 17 日公開

1. 行事の開催について

行事の開催は、非常時対応委員会と行事の主催者（実行委員会等）にて対応（行事の一時中断、中止、延期等）を決める。なお緊急の対応が必要な場合は、行事の主催者が迅速に対応し、本学会事務局に連絡する。中止、延期の行事は、速やかに本学会ホームページ等にて周知する。

2. 講演論文集や教材等の発行および論文の取り扱いについて

- (1) 講演論文集、教材等の発行を行うか否かは、実行委員会等が判断する。
- (2) 講演論文集を発行した場合の掲載論文の扱いは、既発表とする。
- (3) 販売する場合の価格は予め決められた会員価格または定価とする。

3. 参加登録費等について

参加登録費等の徴収は、原則として以下の通りとする（罹災証明書や被災証明書等による支払い免除等、その他特別な事情がある場合の配慮は個別に行う）。

- (1) 講演論文集等を発行した場合、事前登録の有無に関わらず、発表予定者からは参加登録費等を徴収する。発表予定者が学生の場合は、原則として一般の共著者 1 名からも参加登録費を徴収する。講演論文集等は郵送し、徴収する金額は(3)～(4)に示す返金額を差し引いた金額とする。
- (2) 講演論文集等を発行した場合、発表予定ではない事前登録者からは参加登録費を徴収する。講演論文集等は郵送し、徴収する金額は(3)～(4)に示す返金額を差し引いた金額とする。
- (3) 開催前に行事が中止された場合、開催準備に要した経費等を差し引いて参加登録費を返金する。
- (4) 開催期間中に非常事態が発生し、それ以降の行事が中止となった場合は、参加登録費等を返金しない。
- (5) 複数日にわたる行事の初日を開催せず、2 日目またはそれ以降から開催した場合は、参加登録費を返金しない。
- (6) 講師の原稿料、講演料及び旅費については、必要に応じて支払う。

4. 費用について

行事の変更に伴い要した費用の扱いは、非常時対応委員会で協議し、理事会において定める。

以上